

議案第 80 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例制定について

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
(平成 27 年 3 月条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め
る。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例
を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。